

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	03	01	06	0403	妊産婦医療費助成事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-6	健康づくりの推進			
	施策	2	母子保健の推進			
目的	経済的負担の軽減					
対象	妊産婦及びその配偶者等					
意図	医療費を助成することにより、妊産婦及びその配偶者等の経済的負担が軽減され、妊産婦の健康づくりが図られる。					
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること					
○妊産婦医療費助成事業 対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者 給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催		実行委員会・協議会		
		後援・協賛		補助・助成		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	妊産婦医療費受給者証交付人数	人	計画	320	330	
			実績	335	316	
②	妊産婦医療費給付額	千円	計画	14,000	16,000	
			実績	14,904	14,447	
③			計画			
			実績			
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①			目標			
			実績			
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり		目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
目的妥当性	公共関与の妥当性	少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりを図るために、妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	<input type="radio"/> 妥当である	
	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	
有効性	成果の向上余地	対象者の把握については庁内関係部署と連携を図って漏れなく把握している。 給付額については県要綱より拡大して給付しており、現時点では向上の余地はない。
	<input type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="radio"/> 向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は医療給付費であり、受給者の受診状況に応じた予算措置が必要である。医療費給付システムの活用、一部事務の外部委託、事務内容の見直し等を行っているが、毎月の給付を限られた期間内に正確に行うためには、現在の業務時間は削減できない。
	<input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	
公平性	受益と負担の適正化余地	受給資格の認定や自己負担額について、県要綱に準じて市の規則で定めている。 少子化及び景気低迷の社会情勢にあつて、健康づくりのために妊産婦の医療費を助成することは妥当である。
	<input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	
総合評価 …上記評価結果の総括		
妊産婦の健康づくりを図るため、円滑かつ確実に助成を実施していくことで、妊産婦及びその配偶者等の経済的負担を軽減する。		

平成 26 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	03	01	06	0403	妊産婦医療費助成事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			14,447		14,447
財源内訳	国・県		6,150		6,150
	地方債				
	その他				
	一般財源		8,297		8,297

事業期間	○ 単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---------	------	-----------------

部経営方針における目標
健康づくりへの支援と地域医療を充実し健康づくりを推進します。

事業開始の背景・経緯
岩手県の「乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱」が昭和48年10月1日から施行されたことにより、事業を開始し、現在に至っている。

事業概要

○妊産婦医療費助成事業
対象者：妊娠5か月に達する月の初日から出産した翌月末までの者
給付額：1医療機関1月につき、入院2,500円、入院外750円を控除した額

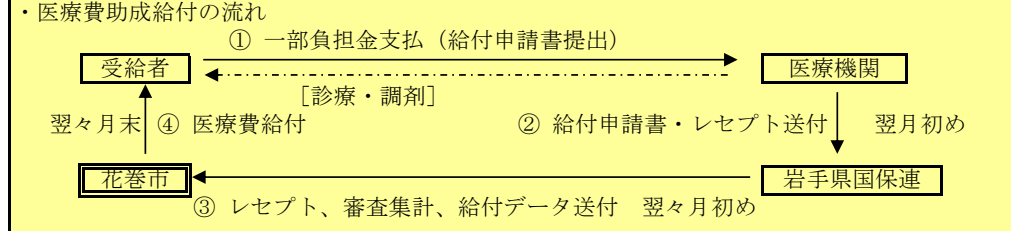
事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

今後も適切に事業を実施していく。

担当部署 部名 健康福祉部 課名 国保医療課 担当係長 小原 真由美 内線 533

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



・医療費支給額内訳

		医療費給付額			県補助対象額
入院外	自己負担 750円	市嵩上負担 750円	市負担額 1,500円を超えた1/2	県補助金 1,500円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額
入院	自己負担 2,500円	市嵩上負担 2,500円	市負担額 5,000円を超えた1/2	県補助金 5,000円を超えた1/2	各保険者 高額療養費限度額を超えた額

・事業費の内訳 (決算額)

医療給付費 (妊産婦)	14,446,574	(単位 円)
計	14,446,574	